消費者情報

●委員会の調停で解決されないもの。
●同じ被害が多く発生するおそれのあるもの。
●一件あたりの被害額が少額なもの。

イ、資金の貸付を受けたものは、訴訟の終了した後返還すること。

ウ、訴訟の経過や結果等から必要な場合は、貸付金の返還の猶予や免除ができること。

第四章では、

生活関連物資の品不足や値上がりで困ることがないようにします。

(1) 日常生活に欠かせない生活関連物資の需給や価格の動向を常時調査し、必要な情報を提供すること。

(2) 生活関連物資の過不足や値上がりの解消または防止のため、事業者の協力を求めること。

(3) 生活関連物資が著しく上昇し、または上昇するおそれのある場合、消費生活の安定に必要があると認めるときは、特別の調査を要する物資として指定することができること。

(4) (3)による物資を必要に応じ立入調査ができること。

(5) 正当な理由がなく調査を拒んだ時は、公表することができること。

(6) 調査の結果、事業者が指定物資の円滑な流通を妨げていると認めるときは、是正するよう勧告できること。また従わない時は公表することができること。

第五章では、

消費者が自主性をもって健全な消費生活ができるようにします。

(1) 消費者に必要な情報を提供し、教育、啓発の充実に努めること。

(2) 健全な消費生活を推進するため、資源及びエネルギーの有効利用について、知事は、知識の普及、情報の提供等の啓発活動を行うこと。

事業者、消費者は、それぞれその有効利用を積極的に行うよう努めること。

条例まかせではなくあなたの行動で—*

この条例の一つのねらいは、事業者にくらべて相対的に弱い立場におかれがちな消費者の利益を増進し、消費生活の安定と向上を図ることです。しかし、国や県や市町村に全面的によりかかったのでは、消費者問題の解決にはなりません。情報の収集、知識の修得に努め、消費者のおかれている立場を認識し、消費者相互の連けいを図り、行動することも大切です。

これだけは知っておきましょう

サラリーローンを利用する人へ——

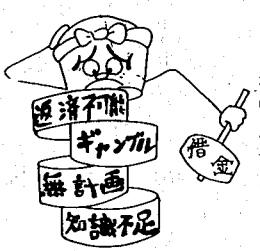

最近、サラリーローンの利用者が増えていますが、これにともない、借金の返済に困り、家を売ったり会社をやめたりする人も増えています。なかには、離婚や夜逃げなどで家庭がこわれたり、売春や犯罪などみじめな状態になっていく人もあります。

サラリーローンとは、一般的にサラリーマン・主婦・学生などを対象にして、10万円程度の小口のお金を貸しているものをいいますが、ごく手軽に借りられるため、利息や借入れの条件などを十分考えないで借りている人がかなり多くあります。サラリーローンを利用するときは、次のことに注意しましょう。

▶借金は返済能力をよく考えてから
▶借金を重ねるのは危険
▶ローンの業者を慎重に選びましょう
▶借りるときは借入れ条件をよく調べて
▶白紙委任状は危険
▶領収書は必ず受取るようにしましょう
▶返済が遅れると利息がさらに高くなります

雪だるま式に増える利息

借金の利息については、一般に「利息制限法」という法律で最高限度が年利20%とされ、これをこえる利息は、民事法上は無効となっています。しかし、サラリーローンの場合は、「出資の受入、預り金及び金利等の取締り等に関する法律」に定められている最高利息がめやすにされています。
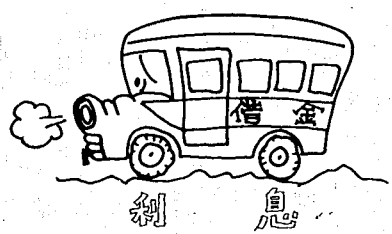
この最高利息は1日当たり0.3%となっており、これは月利9%、年利109.5%にあたります。したがって10万円を借りるとすれば、1日当たりの利息は300円ですが、1か月後には9,000円、1年後には109,500円にもなり、元金より利息のほうが多くなります。